

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 本計画の位置づけ・関連計画との関連性.....	2
3 本計画の実施期間.....	2
4 近年の障がい福祉制度の動向.....	3
第2章 度会町の障がい者を取り巻く現状.....	4
1 統計データからみる動向.....	4
2 障がい福祉サービスの提供状況.....	10
3 地域生活支援事業の状況.....	13
4 障がい児福祉サービスの提供状況.....	16
5 アンケート調査結果.....	17
6 前回計画の評価検証.....	21
第3章 基本理念と基本目標.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本目標.....	26
第4章 令和5年度における数値目標.....	27
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	27
2 地域生活支援拠点等の整備.....	28
3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	28
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	29
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	31
6 相談支援体制の充実・強化等.....	32
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	32
第5章 障がい福祉サービスの充実.....	33
1 障がい福祉サービスの見込み量と確保策.....	33
2 地域生活支援事業の見込み量と確保策.....	39
3 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策.....	48
第6章 計画推進のために.....	50
1 関係各課・関係機関・関係団体との連携.....	50
2 計画の点検・評価体制.....	50

資料編.....	51
1 用語解説.....	51
2 計画策定の経過.....	56
3 度会町保健福祉事業計画策定委員会委員名簿.....	57

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

## 1 計画策定の背景と目的

度会町（以下、「本町」という）においては、平成19年3月に「障害者基本法」に基づく「度会町障がい者基本計画」と「障害者自立支援法」に基づく「度会町障がい福祉計画」を策定し、社会参加の支援や社会環境の整備等をめざした障がい福祉サービス等の充実に努めてきました。直近では平成30年3月に「度会町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、「障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現」を基本理念に掲げ、「意思決定の支援」「日常生活の支援」「地域福祉の推進」「差別解消・権利擁護」に重点を置いた取り組みを行っています。

一方、国際的な動向に目を向けると、国連において平成18年に「障害者権利条約」が、平成27年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、差別解消・インクルーシブ教育・障がい者の雇用が取り組むべきこととして挙げられました。

国においては、障がい者に対する差別や不利益な取り扱いを禁止する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたほか、平成30年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正法が施行となりました。また、同じく平成30年には「障害者権利条約」発効後初となる障害者基本計画が策定され、共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの意思決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するという基本理念が示されました。

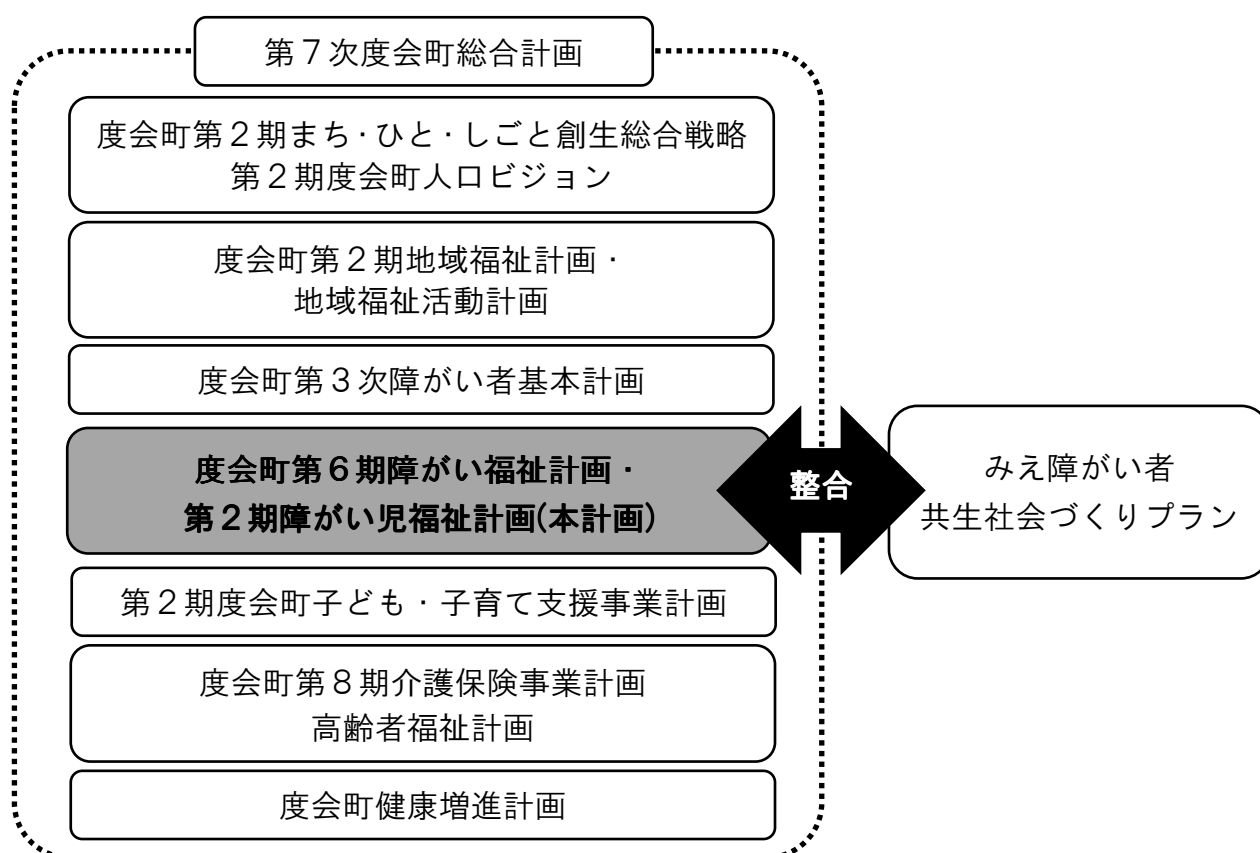
こうした状況を踏まえ、地域の中で障がいのある人の人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず、互いに支えあい、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現をめざし、「度会町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

## 2 本計画の位置づけ・関連計画との関連性

「度会町障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、「度会町障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものであり、本町における障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための供給見込み量や確保策を定める計画です。

本計画は、「第 7 次度会町総合計画」や「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、各種関連計画や三重県が策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」との整合性を図りながら策定します。

### ■本計画の位置づけのイメージ



## 3 本計画の実施期間

本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で 1 つの期間とする計画です。

(年度)

H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画			第 7 期障がい福祉計画			第 8 期障がい福祉計画		
第 1 期障がい児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画			第 3 期障がい児福祉計画			第 4 期障がい児福祉計画		

## 4 近年の障がい福祉制度の動向

年	主な動き
平成 25 年	<p>「障害者総合支援法」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等</li> </ul> <p>「障害者基本計画（第3次）」を策定（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記</li> <li>・計画期間の短縮 等</li> </ul>
平成 26 年	<p>「障害者権利条約」を批准（1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の権利を実現するための措置等を規定</li> </ul> <p>「障害者総合支援法」の一部施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助と共同生活介護の一元化 等</li> </ul>
平成 27 年	<p>「障害者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大（333 疾病）</p>
平成 28 年	<p>「障害者差別解消法」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等</li> </ul> <p>「障害者雇用促進法」の一部改正・施行（4月）（一部平成 30 年 4 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の分野における差別の禁止、合理的配慮の提供の義務化 等</li> </ul> <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行（5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進会議等の設置、利用促進に関する施策 等</li> </ul> <p>「発達障害者支援法」の一部改正・施行（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等</li> </ul>
平成 29 年	<p>「三重県手話言語条例」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報取得等におけるバリアフリー化、手話通訳を行う人材の育成、手話の普及 等</li> </ul>
平成 30 年	<p>「障害者基本計画（第4次）」を策定（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</li> <li>・障がい特性に配慮したきめ細やかな支援の実施 等</li> </ul> <p>「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正・施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等</li> </ul> <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行（6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の自己表現・社会参画の機会提供、一般市民との交流による理解促進 等</li> </ul>
令和元年	<p>「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の施行（一部平成 31 年 4 月 1 日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関や事業者による不当な差別的取り扱い禁止・合理的配慮の提供、県の相談機関に専門知識を持つ相談員を配置、相談で解決しない場合の県への申し立て手続き・助言・あっせんの手続きの制定 等</li> </ul>

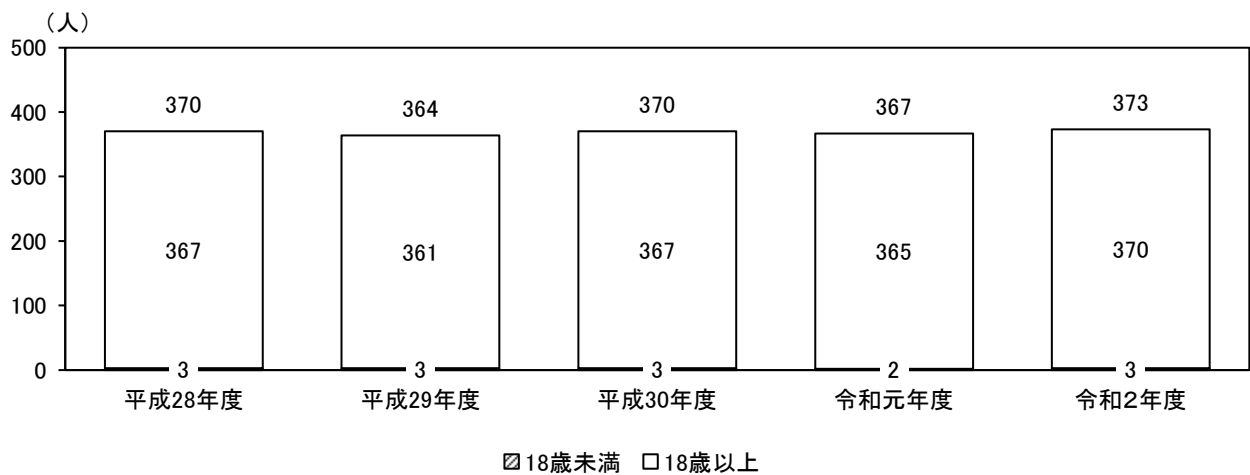
## 第2章 度会町の障がい者を取り巻く現状

### 1 統計データからみる動向

#### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

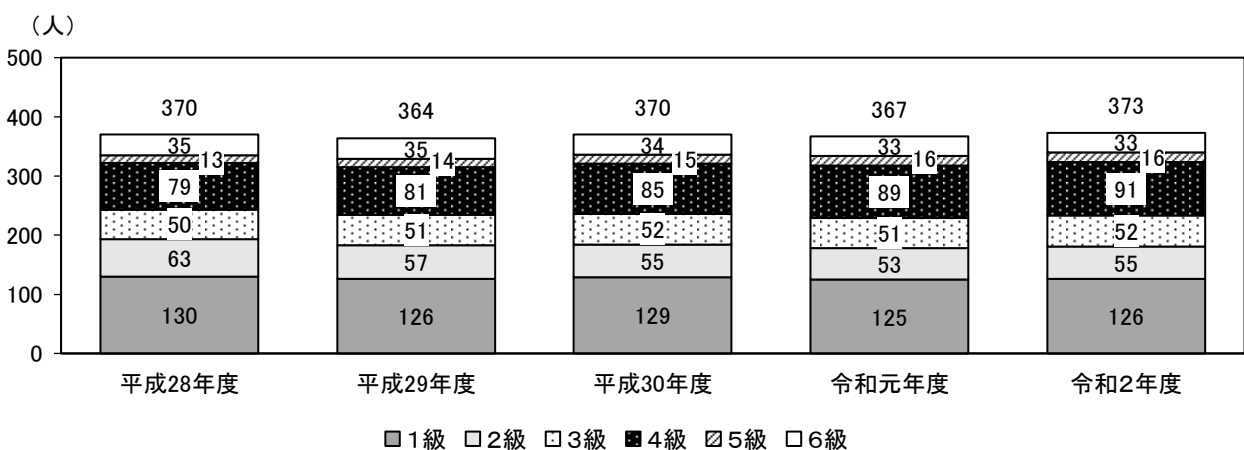
身体障害者手帳の所持者数は増減を繰り返しながら 300 人台後半で推移しています。年齢別にみると、18 歳以上が大半を占めています。等級別にみると、1 級が最も多く、次いで 4 級、2 級の順になっています。障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がいと続いています。また、肢体不自由と内部障がいが平成 30 年度より増加傾向にあることがわかります。

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移



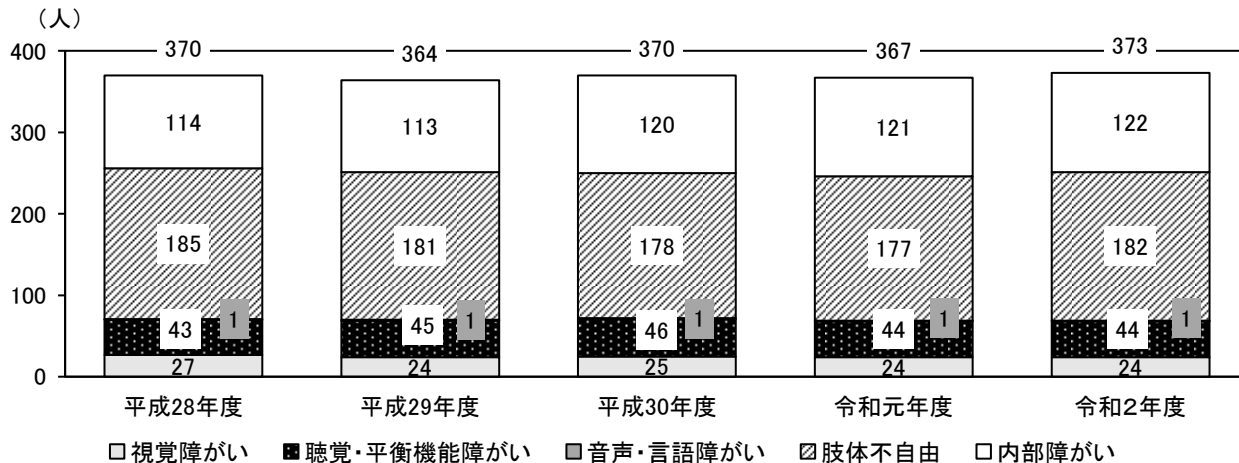
資料：度会町保健こども課

#### ■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：度会町保健こども課

■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移



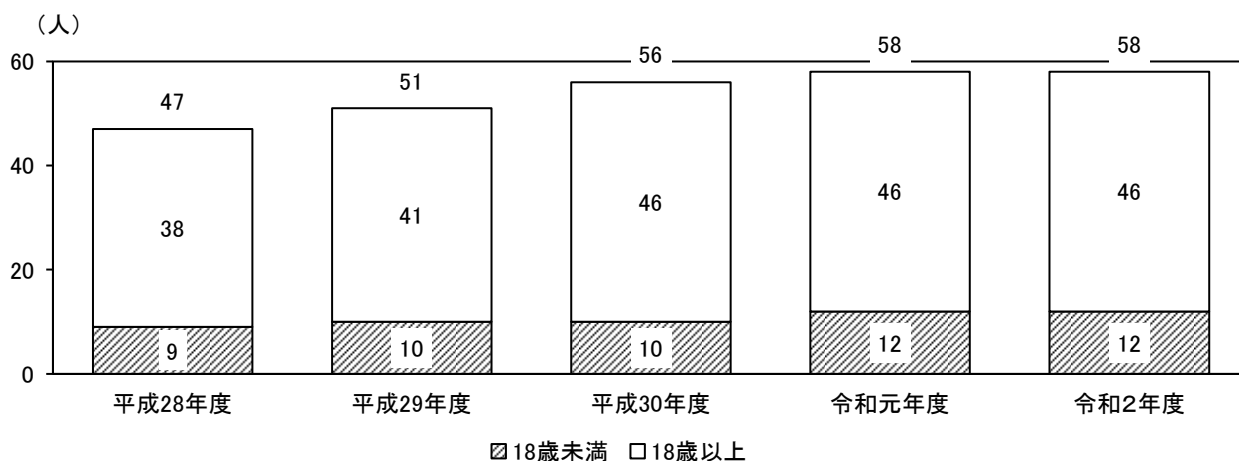
資料：度会町保健こども課

(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は平成28年度より増加傾向が続いており、令和2年度時点で58人となっています。

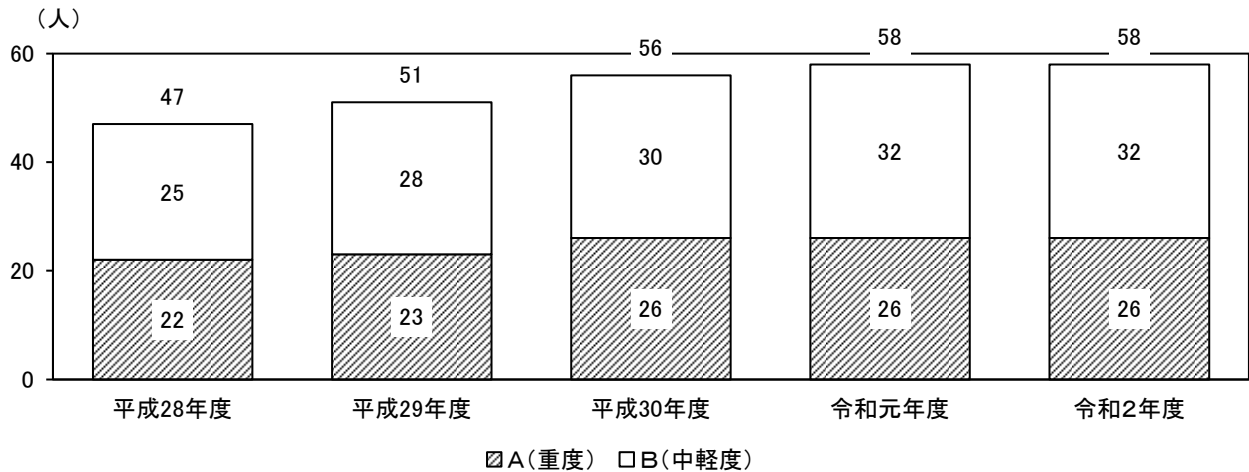
年齢別にみると、およそ8割が18歳以上となっています。判定別にみると、重度の判定Aは平成30年度から、中軽度の判定Bは令和元年度から、それまで増加傾向にあったものが横ばいで推移しています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：度会町保健こども課

## ■等級別療育手帳所持者数の推移



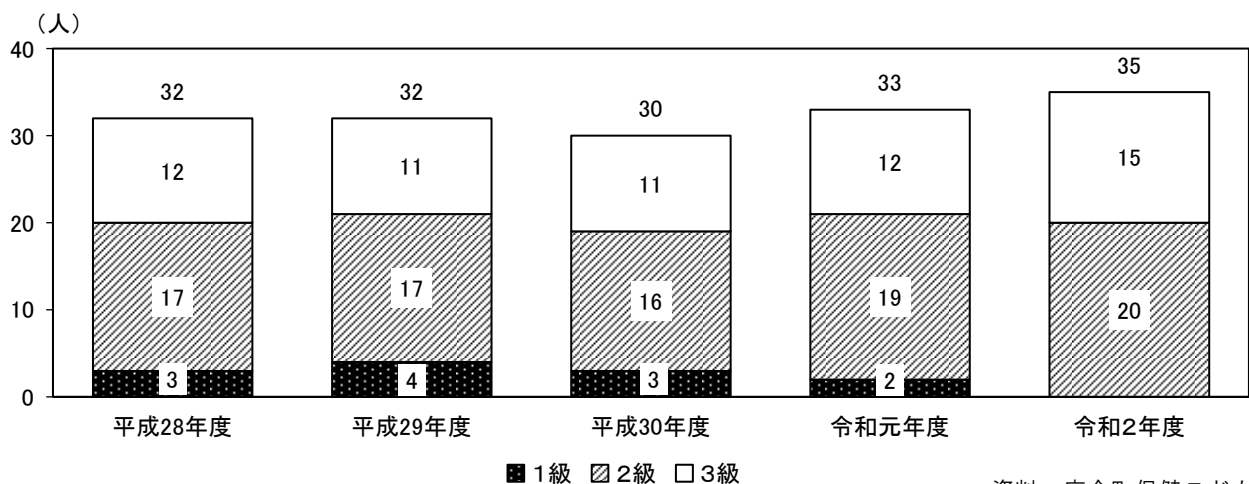
資料：度会町保健こども課

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成30年度に一度減少したものの、以降は増加傾向にあります。

等級別にみると、2級が最も多く、次いで3級、1級の順になっています。2級と3級は平成30年度を境に増加傾向にあり、令和2年度時点でそれぞれ20人、15人となっています。一方、1級は減少傾向にあり、令和2年度時点で0人となっています。

## ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：度会町保健こども課



#### (4) 特定疾患（難病）患者の状況

特定疾患（難病）の患者数は平成 29 年度に 64 人まで減少しましたが、令和元年度には 70 人まで増加しています。小児慢性特定疾患の人数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけては 2 人でしたが、平成 30 年度以降は 3 人となっています。特定疾患の内容で最も多いのはパーキンソン病の 10 人であり、次いで潰瘍性大腸炎、原発性胆汁性胆管炎がともに 5 人となっています。

##### ■難病患者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定疾患 (人)	76	78	64	69	70
小児慢性特定疾患 (人)	2	2	2	3	3

資料：伊勢保健所

##### ■特定疾患の内容（上位 3 件）

疾患名	令和元年度
パーキンソン病 (人)	10
潰瘍性大腸炎 (人)	5
原発性胆汁性胆管炎 (人)	5

資料：伊勢保健所

## (5) 特別支援学級・特別支援学校の状況

特別支援学級の在籍者数をみると、小学校では増減を繰り返しながら7～9人で推移しており、中学校では増加傾向にあります。

特別支援学校の在籍者数をみると、小学部における在籍者数が平成30年度、令和元年度は1人でしたが、令和2年度には3人となっています。また、高等部の在籍者数は減少傾向にあり、令和2年度時点では0人となっています。

特別支援学校の卒業生4人の進路状況をみると、2人は一般就労、1人は就労継続支援Bに進み、1人は生活介護を利用しています。

通級教室の設置校数、児童・生徒数をみると、本町において通級教室の設置されている小・中学校はなく、令和2年5月1日時点で児童1人が伊勢市の小学校に通っています。

在籍加配対象児童数は3歳が5人、4歳が3人となっており、加配教諭数は3歳が4人、4歳が2人となっています。

### ■特別支援学級在籍者数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校 (人)	7	9	8	8	9
中学校 (人)	1	1	4	4	5

資料：度会町教育委員会

### ■特別支援学校在籍者数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部 (人)	0	0	1	1	3
中学部 (人)	0	0	0	0	0
高等部 (人)	4	4	2	1	0
合計 (人)	4	4	3	2	3

資料：度会町保健こども課

■特別支援学校卒業生の進路状況（期間：平成28年度～令和2年5月1日時点）

	(人)
一般就労（障がい者枠）	2
就労継続支援B	1
生活介護	1

資料：度会町保健こども課

■言語発達障がい通級指導教室設置校数、通級児童・生徒数

	(校)	(人)
小学校	0	1
中学校	0	0

資料：度会町教育委員会

令和2年5月1日時点

■保育園における特別支援加配対象児の在籍数、在籍加配対象児童数、加配教諭数

	特別支援加配対象児（人）	在籍児童数（人）	在籍加配対象児童数（人）	加配教諭数（人）
0～2歳	0	51	0	0
3歳	0	60	5	4
4歳	0	60	3	2
5歳	0	57	0	0

資料：度会町保健こども課

令和2年5月1日時点

## 2 障がい福祉サービスの提供状況

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスでは居宅介護、同行援護の実績値が計画値を上回っています。

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅介護	人/月	2	2	3	2	3	3
	時間/月	20	18	40	18	36	27
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	18
同行援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	14	8	16	8	9	8
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用者数、利用時間を足したものを12か月で除した数値

※令和2年度の実績値は8月末までの実績による見込み（10～16ページの表については以下同様）

## (2) 日中活動系サービス

生活介護では利用者数において、令和元年度以降に実績値が計画値を上回っていますが、サービスの支給量においては実績値が計画値よりも低くなっています。就労継続支援A型、就労継続支援B型では、実績値が計画値を上回っており、自立訓練（生活訓練）、就労定着支援では計画値0としていましたが、令和元年度、令和2年度にそれぞれ1人の利用がありました。

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活介護	人/月	21	22	23	22	27	23
	人日/月	430	480	471	480	489	500
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	1	0	1	0
	人日/月	0	0	8	0	9	0
就労移行支援	人/月	2	2	1	2	2	2
	人日/月	22	25	14	30	36	40
就労継続支援A型	人/月	5	3	5	3	4	4
	人日/月	94	66	107	66	93	88
就労継続支援B型	人/月	6	6	8	7	10	8
	人日/月	118	114	148	133	170	152
就労定着支援	人/月	0	0	1	0	1	0
療養介護	人/月	0	1	0	1	0	1
短期入所	人/月	4	4	6	4	4	5
	人日/月	28	28	31	28	15	35

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用者数、利用時間を足したものを12か月で除した数値

### (3) 居住系サービス

共同生活援助の実績値は、令和2年度において計画値を上回っています。施設入所支援の実績値は、令和元年度、令和2年度において計画値を上回っています。

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
共同生活援助	人/月	2	2	2	2	3	2
施設入所支援	人/月	12	12	13	12	13	12
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用者数を足したものを12か月で除した数値

### (4) 相談支援

計画相談支援の実績値は計画値を上回っています。

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援	人/年	45	39	46	40	47	46
地域移行支援	人/年	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	1

### 3 地域生活支援事業の状況

#### 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

#### (2) 自発的活動支援事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

#### (3) 相談支援事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	0	1	0	1

### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

### (6) 意思疎通支援事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	0	1	0	1	0	1

### (7) 日常生活用具給付等事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
日常生活用具給付等事業	件/年	225	200	231	200	240	200

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	1

### (9) 移動支援事業

移動支援事業は、実績値が計画値を下回っています。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
移動支援事業	時間/月	4	10	2	10	2	10

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用時間を足したものを12で除した数値



## (10) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、実績値が計画値を下回っています。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
地域活動支援センター	か所	0	0	0	0	0	0
	人/年	1	2	1	2	1	2

任意事業

## (11) 訪問入浴サービス事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問入浴サービス事業	回/月	0	9	0	9	0	9

## (12) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、令和元年度、令和 2 年度において実績値が計画値を上回っています。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
日中一時支援事業	人/年	5	8	11	8	13	8

## 4 障がい児福祉サービスの提供状況

児童発達支援は、利用者数、支給量ともに実績値が計画値を下回っています。放課後等デイサービスは、実績値が計画値を上回っています。障がい児相談支援は、令和元年度、令和2年度において実績値が計画値を上回っています。

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	人/月	10	11	8	12	7	12
	人日/月	45	78	50	85	40	85
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	12	10	13	12	22	12
	人日/月	109	100	157	120	207	120
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/年	16	18	24	21	29	24
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/月	0	0	0	0	0	0

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用時間を足したものを12で除した数値

※障がい児相談支援のみ実績値及び計画値は年間の利用者数

## 5 アンケート調査結果

### (1) 調査概要

調査地域	度会町全域
調査対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、福祉サービス利用者
対象数	配布数：406件 有効回答数：241件 有効回答率：59.4%
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年3月13日～3月27日

### (2) 回答者の属性

属性	人数
身体障害者手帳所持者	188人
療育手帳所持者	31人
精神障害者保健福祉手帳所持者	28人
福祉サービス利用者	74人
上記に該当しない者	8人

※複数の手帳所持者を属性ごとにカウントしているため、合計は有効回答数と一致しない。

### (3) 調査結果

#### 【福祉サービスの利用状況と利用意向】

現在利用しているサービスについては、いずれの手帳所持者においても「相談支援」が最も多く、次いで身体障害者手帳所持者では「自立訓練（生活訓練、機能訓練）」が14件、療育手帳所持者では「施設入所支援」が7件、精神障害者保健福祉手帳所持者では「短期入所(ショートステイ)」が4件となっています。

また、今後利用したいサービスについては、全体でみると居住系サービスの「施設入所支援」が最も多く、次いで「日常生活用具の給付」と訪問系サービスの「居宅介護（ホームヘルプ）」が同数となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では、「日常生活用具の給付」が54件、療育手帳所持者では「相談支援」が13件、精神障害者保健福祉手帳所持者では「行動援護」が12件と最も多くなっています。

#### ■現在利用しているサービス・今後利用したいサービス (N=241)

		現在利用している 回答数(件)	今後利用したい 回答数(件)
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	9	62
	重度訪問介護	1	43
	同行援護	2	41
	行動援護	2	38
	重度障がい者等包括支援	4	39
日中活動系	短期入所（ショートステイ）	8	58
	療養介護	6	51
	生活介護	13	57
	自立訓練（生活訓練、機能訓練）	16	52
	就労移行支援	6	23
	就労支援（A型、B型）	4	28
居住系	施設入所支援	15	64
	共同生活援助（グループホーム）	5	38
	自立生活援助	7	53
相談支援		40	60
意思疎通の支援		1	16
日常生活用具の給付		14	62
移動支援		3	27
障がい児福祉	児童発達支援	10	18
	放課後等デイサービス	8	16
	保育所等訪問支援	1	11
	医療型児童発達支援	1	10
	福祉型児童入所支援	2	9
	医療型児童入所	1	9

※上位3件を塗りつぶし

■身体障害者手帳所持者（各上位3件）（N=188）

現在利用している	回答数(件)	今後利用したい	回答数(件)
相談支援	17	日常生活用具の給付	54
自立訓練（生活訓練、機能訓練）	14	居宅介護（ホームヘルプ）	52
日常生活用具の給付	13	施設入所支援	50

※自立訓練の年間利用者は実質1名

■療育手帳所持者（各上位3件）（N=31）

現在利用している	回答数(件)	今後利用したい	回答数(件)
相談支援	15	相談支援	13
施設入所支援	7	施設入所支援	9
生活介護	6	就労支援（A型、B型）	8

■精神障害者保健福祉手帳所持者（各上位3件）（N=28）

現在利用している	回答数(件)	今後利用したい	回答数(件)
相談支援	7	行動援護	12
短期入所（ショートステイ）	4	相談支援	9
居宅介護（ホームヘルプ）	3	居宅介護（ホームヘルプ）	8
療養介護	3	同行援護	8
日常生活用具の給付	3		
移動支援	3		

## 【日中の過ごし方】

日中の過ごし方については、全体では「自宅にすることが多い」が最も多く、次いで「会社などで働いている」となっています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「自宅にすることが多い」がそれぞれ 98 件、10 件と最も多く、療育手帳所持者では、「会社などで働いている」が 8 件と最も多くなっています。

年代別にみると、18 歳未満では「保育所や学校などに通っている」、18～64 歳では「会社などで働いている」、65 歳以上では「自宅にすることが多い」が最も多くなっています。

### ■平日の日中、主にどのように過ごしていますか（N=241）

項目	回答数(件)
保育所や学校などに通っている	12
会社などで働いている	35
就労系事業所に通っている	8
生活介護事業所に通っている	25
入所施設にすることが多い	18
入院して療養している	4
自宅にすることが多い	109
その他	9
不明・無回答	21

※上位 3 件を塗りつぶし

※就労系事業所(就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型など)、生活介護事業所（デイサービス含む）

### ■手帳所持者別（最上位 1 件）

手帳別	項目	回答数(件)
身体 (N=188)	自宅にすることが多い	98
療育 (N=31)	会社などで働いている	8
精神 (N=28)	自宅にすることが多い	10

### ■年齢別（最上位 1 件）

年齢別	項目	回答数(件)
18 歳未満 (N=11)	保育所や学校などに通っている	11
18～64 歳 (N=64)	会社などで働いている	23
65 歳以上 (N=159)	自宅にすることが多い	93

## 6 前回計画の評価検証

### (1) 障がい福祉サービス

#### 1. 訪問系サービス

- 障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」において、申請の前に、一次相談にて内容を聞き取ることで、本人のADL（日常生活動作）や社会状況を勘案して適切なサービスを利用できるよう決定を行う提供体制を整えました。
- 「同行援護」の提供により、障がいのある人の外出を支援しました。課題としては町内に事業所が少ないことが挙げられます。
- 重度障がいのある人への対応等、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援が行えるよう、県よりホームヘルパーの養成研修等の情報提供があった場合には、事業所に写しを配布することで周知を行い、参加を促しました。町単独で研修を開催することは難しいため、今後も県が開催する研修の情報の周知に努めます。

#### 2. 日中活動系サービス

- 日中活動系サービスにおいては、申請に移る前に、まず一次相談にて聞き取りを行い、本人のADLや社会状況を加味した上で、サービス内容を選定する体制を構築しました。
- 「生活介護」や「自立訓練」等の日中活動系サービスを提供し、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援しました。課題としては町内に事業所が少ないことが挙げられます。
- 就労前から就労後にわたって障がいのある人の就労支援を行うことができる体制をつくるため、特別支援学校や学校、ハローワーク、商工会、民間企業、就労系事業所、行政等の関係機関によるネットワークの形成に取り組み、相談から利用に至るまで支援を行うとともに、各種制度について周知を行いました。就労支援については伊勢志摩圏域で自立支援協議会の就労部会が立ち上げられています。
- 民間企業における就労については、町内に就労の場がないことが課題として挙げられ、令和2年現在わかば学園から就労予定の1人も町外の事業所を利用しています。農福連携による雇用創出については、関係機関と連携は図れてきているものの実施には及んでいません。今後は引き続き「障がい者就業・生活支援センターふらっと」とともに障がい者雇用についての研修案内の周知依頼、障がい者雇用制度の周知といった商工会への働きかけを継続するとともに、産業振興課と共同で取り組んでいくことも考えています。

- 福祉的就労については、就労移行支援・就労継続支援の希望者がいる場合には、相談支援専門員が見学に同行するなどし、就労系事業所等と連携した就労支援を行っています。町内には事業所がないため、町外事業所を利用しており、送迎が必要な利用者については事業所と相談し、送迎ルートについての協力を得られるよう働きかけています。今後は町内事業所についてのニーズと課題の把握を行うとともに、就労支援利用者の利用後の様子について情報の収集に努めたいと考えています。
- 町内役場等の公共機関における障がいのある人の雇用促進・雇用職域の拡大については不足なく達成されており、今後取り組みを継続していきます。

### 3. 居住系サービス

- 共同生活援助において、グループホームの整備や、住宅の確保が目標に及ばなかったため、今後はまずニーズの把握から進め、引き続き事業所に働きかけて必要量の確保に努めるとともに、今後の在り方について生活支援拠点と併せて検討します。

### 4. 相談支援

- 生活環境等に関する住民のさまざまな相談、要望等に対応する相談窓口の周知を図り、各担当課にて対応を行いました。機構改革を通じて、令和2年度より、障がい福祉に関する相談を1つの課で対応できるよう、機能の集約を行いました。
- 人権についての相談窓口を設置し、障がいのある人に対する差別や合理的配慮を欠いた事案、障がいのある人の権利を侵害する事態についての相談に応じました。
- 健康相談を実施し、住民に向けて生活習慣病等の疾病の予防や治療方法等について理解と周知を図りました。学校と連携した生活習慣病予防や心の健康を含む思春期保健に関する健康教育については実施に至りませんでした。

## (2) 地域生活支援事業

### 1. 理解促進研修・啓発事業

- 障がいのある人への正しい知識と理解を周知させるために広報紙、パンフレット、ホームページ等を活用した啓発を行いました。
- 「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」についてポスターを掲示し、周知を図りました。
- 内部障がいや学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症等の発達障がい・精神障がい等、住民の理解の進んでいない障がいについてポスターを用いて啓発を行いました。今後は、発達障がいに関して、支援を行っている保健師との連携を強化して取り組んでいきたいと考えています。
- 「障がい者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障がい者雇用支援月間」（9月）についてポスターを掲示しました。今後、広報紙を使用した周知を行っていくことも考えています。



- 「バリアフリー新法」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」についてポスターを掲示し、周知を図りました。今後は、事業者への理解促進に取り組むとともに、町のホームページを活用したいと考えています。
- 障がいのある人への理解促進に向けて、文化・人権講演会等の講演会や講座の開催、社会福祉協議会主催の「福祉ふれあいまつり」での啓発活動を行いました。
- 福祉体験活動や総合学習の時間を活用した介護デイサービス利用者との交流、度会特別支援学校との交流会等を行いました。学校における福祉教育は、世代間交流につながるほか、高齢者も参加しやすいゲームを考え、子どもたち自身で準備することで思いやりの心も育成されるため、今後も継続していきたいと考えています。
- 社会教育関連施設と連携した障がいに関する理解を深めるための講座や教室は、開催に至らなかったため、今後は講座の在り方から考えていく必要があります。
- 交流活動や学習活動に必要な指導者の育成は、町独自で行わず、県の研修会を活用します。

## 2. 自発的活動支援事業

- 災害時に、障がいのある人も含めた全町民に対し、防災行政無線の放送やメール、ケーブルテレビ等、各媒体を通じて災害についての適切な情報を発信しました。
- 自主防災会（民生委員含む）や消防団員は、総合防災訓練をはじめとする訓練で支援体制を構築しています。また、訓練においては避難行動要支援者に対し、台帳や個別計画を活用し、個々に応じた避難支援、巡回・声掛け等を実施しています。
- 民生委員・児童委員の協力のもと、避難行動要支援者台帳を毎年更新し、町内各施設と避難所の協定を締結しました。今後も地域の中で支援が必要な人を見守り、支えるため、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等によるネットワークの構築に取り組めます。
- 社会福祉協議会では、ボランティアグループ連絡会の会議や親睦旅行等を通じて交流・情報交換を行い、町内外のまつりや缶拾い等のボランティア活動に取り組む中で、グループに対する支援や関係団体との連携を図ったほか、レクリエーションの資材の貸し出しを行いました。今後はこうした取り組みのさらなる充実を図るための体制整備及び社会関連事業所との連携強化が必要となります。
- 障がいのある人の生きがいづくりや福祉の向上を図るため、「度会町手をつなぐ親の会」や「身体障害者睦会」で交流を行いました。今後も交流の機会を持ち、相談に行きやすい体制をつくります。
- 介助者支援の取り組みとしては、親や家族等の介助者等の負担を軽減するため、社会福祉協議会に一次相談を委託し、計画相談へ同事業所内で連携できるよう相談体制を構築したほか、当事者の相談だけでなく、家族の相談も受けるよう努めました。今後も継続して関わることで、安心して生活できるよう支援を行います。また、一次相談と計画相談、基幹型相談支援センターの連携体制を整理しつつ、地域生活支援拠点についても検討していきます。

### 3. 相談支援事業

- 住宅入居支援事業においては、城山住宅においてバリアフリー化整備を完了させたほか、公営住宅の入居に際し、入居の必要度合いを点数化する中で優先入居を実施しました。バリアフリー化については現事業を継続しつつ、次期事業として清風住宅について検討していきます。
- 障がい者相談支援事業においては、判断能力にハンディキャップを有する人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談等を行う日常生活自立支援事業を推進し、対象となりうる人や相談者に制度の説明や相談を行い、地域生活を支える各種サービスについて適宜決定を行いました。状態は常に変化するので、今後も障がいのある人の声に耳を傾け、既存制度の活用も含め、サービスの充実を図っていきます。
- 「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の防止や早期発見等を行うため、高齢者と障がいのある人の虐待防止に関する要綱を作成し、地域包括支援センターと連携体制で取り組みました。
- 権利擁護の推進においては、窓口パンフレットを置き、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図りつつ、相談支援を進める中で、必要とする人を見極めて利用につなげました。今後はニーズの把握に努めていきます。
- 相談支援を行う中で出たさまざまな課題に対応する仕組みづくりを行うため、自立支援協議会に相談部会と子ども部会を立ち上げたものの、効率的に開催できなかったため、今後は部会での意見を代表者会議に諮っていく仕組みをつくっていきます。

### 4. 成年後見制度利用支援事業

- 実績はないものの、利用についての相談に対応できる体制を整備しています。

### 5. 日常生活用具給付等事業

- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付については、重度の身体障がいのある人に対し、段差解消等の住宅改修費を給付しており、令和元年度にも1件利用がありました。
- 日常生活用具給付等事業においては、視覚障がいのある人に対し、書類や文書からの必要な情報が伝達できるように、活字読み上げ装置を日常生活用具として給付しました。

### 6. 手話奉仕員養成研修事業

- 窓口にてパンフレットを配布し、手話奉仕員や要約筆記者を養成するための県の研修制度についての周知に努めています。

### 7. 移動支援事業

- 障がいのある人の外出・社会参加を促進するための移動支援を度会町移動支援事業実施規則により実施しており、現在1人の方が利用しています。

## 8. 地域活動支援センター機能強化事業

- 各団体が協力して開催した「春まつり」「福祉ふれあいまつり」「わたらいフェスタ」等には障がいのある人も参加し、地域住民との交流の場となりました。今後もバリアフリー等に配慮しながら実施していきます。
- 「手をつなぐ親の会」や「身体障害者睦会」等の団体で交流事業を行い、障がいのある人の集いの場を設けました。
- 障がいのある人の文化芸術活動の成果発表の機会を創出する目的で、障がいのある人が参加しやすい講座を研究し、実施する予定でしたが、目標に及ばなかったため、今後は障がいのある人のニーズを掘り起こした上で検討していきます。
- 東京パラリンピックに向けて、障がい者スポーツの振興を図る目的で、障がい者スポーツ指導者の養成と組織化を支援するとともに、障がいのある人が参加できる方法を工夫することが予定されていましたが、目標に及ばなかったため、今後は実施に向けて体制を整備していく必要があります。

## 9. 日中一時支援事業

- 放課後児童クラブにおいては、支援員が発達障がいの研修に参加するなどし、知的障がいや軽度の身体障がいであれば受け入れ可能な体制を整え、放課後の居場所づくりに努めています。放課後子ども教室については、今後も実施の予定はないため、放課後児童クラブにて体制を整えていきます。

## 第3章 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

#### 障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現

平成30年3月に策定した「第3次障がい者基本計画」では「障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現」を基本理念に掲げています。

本町ではこの理念を実現するため、障がいのある人一人ひとりの障がい特性や状態、生活実態、性別や年齢に応じたきめ細かい支援、障がいのある人の社会参加を阻む社会的障壁の除去とともに、障がいのある人が自身の生き方や暮らし方等を自分の意思で決定し、判断できるように、アクセシビリティの向上と意思疎通の支援を、行政だけではなく障がいのある人自身、障がいのある人を支える人、地域で障がいのある人とともに暮らす人、その他すべての住民、事業者が一体となって取り組んできました。

本計画においても上記の理念を継承し、「度会町第3次障がい者基本計画」と整合を図り、推進するものとします。

### 2 基本目標

#### 障がいのある人もない人も ともに暮らしやすいまち 度会町

～障がいの有無にかかわらず、互いを尊重しあいながら  
ともに生きる社会をみんなで実現する～

##### 【考え方】

- 障がいの有無にかかわらず各々の個性と人権が尊重され、一人の住民として同じ立場で暮らしていける「度会町」をめざしていくことが必要です（包みこみ、支えあう社会）。
- そのために、障がいのある人の社会参加を阻む社会的障壁の除去とともに、障がいのある人の生き方や暮らし方などあらゆる場面を自分の意思で決定し、判断できるようにアクセシビリティの向上と意思疎通を支援することが必要です。
- また、障がいの特性や状態、生活実態に加え、性別や年齢に応じたきめ細かい支援が必要です。
- 「障がいの有無にかかわらず、すべての人が心豊かに、安心して暮らせる度会町」を、行政だけではなく障がいのある人自身、障がいのある人を支える人、地域で障がいのある人とともに暮らす人、その他すべての住民、事業者が一体となって「みんな」でつくっていくことが必要です。

## 第4章 令和5年度における数値目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	①地域生活移行者数 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の <b>6%以上</b> が地域生活へ移行することを基本とする。
	②施設入所者数 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から <b>1.6%以上</b> 削減することを基本とする。 ※継続入所者を除く

#### 〈度会町の方針〉

- 現在の施設入所者の背景には、家族関係や障がいの内容等から家庭や地域での生活が難しいという事情があり、地域生活への移行は現実的には困難と思われる。今後はグループホームの利用等により、少なくとも1人は地域生活に移行できるよう努める。

#### ■成果目標

項目	数値	考え方
基準値：施設入所者数	13人	令和元年度末時点の施設入所者数
①地域生活移行者の増加	1人	基準値のうち、令和5年度末時点までに地域生活に移行する人の目標値
	7.7%	
②施設入所者の削減	1人	基準値のうち、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
	7.7%	
	12人	令和5年度末時点の施設入所者数

## 2 地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	○地域生活支援拠点等の整備 令和5年度末までに、各市町村または各圏域に <u>1つ以上</u> の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、 <u>年1回以上</u> 運用状況を検証及び検討することを基本とする。
------------	---

### 〈度会町の方針〉

○町内の相談支援機能の拡充に向けて相談支援事業所と協働し体制の整備に努めるとともに、緊急時の迅速な支援体制を整えるべく、緊急時のショートステイ先として、介護施設等の活用について地域自立支援協議会で協議を重ねる。

### ■成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5年度末までに整備する地域生活支援拠点等の目標値
地域支援拠点の運用状況の検証	実施	令和5年度末までに年1回以上運用状況の検証を実施

## 3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	○保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 令和5年度末までに各市町村または各圏域に協議会やその専門部会等の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
------------	--

### 〈度会町の方針〉

○地域自立支援協議会に精神福祉部会を設置し、町全体の精神障がい者の把握をはじめ、多職種間で情報共有を図ることにより、個々の支援方法、緊急時の対応等、精神障がいに対応できる体制づくりをめざす。

### ■成果目標

項目	数値	考え方
協議の場の設置	有	令和5年度末までに協議の場を設置

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の 基本指針

#### ①一般就労への移行者数

令和元年度の一般就労への移行実績の **1.27 倍以上**が令和5年度中に一般就労に移行することを基本とする。

#### ア. 就労移行支援事業

令和元年度の一般就労への移行実績の **1.30 倍以上**とすることを基本とする。

#### イ. 就労継続支援A型事業

令和元年度の一般就労への移行実績の概ね **1.26 倍以上**とすることを基本とする。

#### ウ. 就労継続支援B型事業

令和元年度の一般就労への移行実績の概ね **1.23 倍以上**とすることを基本とする。

#### ②就労定着支援事業利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、**7割**が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

#### ③就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の **7割以上**とすることを基本とする。

### 〈度会町の方針〉

- 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とし、数値目標を設定。
- 令和元年度の就労移行支援事業の一般就労への移行実績を 1.30 倍以上とすることを基本とし、数値目標を設定。
- 令和元年度の就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の一般就労への移行実績をそれぞれ 1.26 倍以上、1.23 倍以上とすることを基本とし、数値目標を設定。
- 令和5年度の一般就労移行者の7割が就労定着支援事業を利用することを基本とし、数値を設定。
- 事業所ごとの就労移行定着率については、町内に事業所がないため、設定できない。
- 町内には事業所がなく、利用者は町外事業所に通っているため、町内事業所の設置についてのニーズの把握を行うとともに、町外の事業所と連携を図り、必要なサービス量の確保に努める。

■成果目標

項目	数値	考え方
一般就労への移行実績	1人	令和元年度の一般就労への移行者数
ア. 就労移行支援事業	0人	就労移行支援事業を通じて 令和元年度中に一般就労への移行者数
イ. 就労継続支援A型事業	1人	就労継続支援A型事業を通じて 令和元年度中に一般就労へ移行する人数
ウ. 就労継続支援B型事業	0人	就労継続支援B型事業を通じて 令和元年度中に一般就労へ移行する人数
①一般就労への移行者数	2人	令和5年度の一般就労への移行者数
ア. 就労移行支援事業	1人	就労移行支援事業等を通じて 令和5年度中に一般就労に移行する人数
イ. 就労継続支援A型事業	1人	就労継続支援A型事業を通じて 令和5年度中に一般就労に移行する人数
ウ. 就労継続支援B型事業	0人	就労継続支援B型事業を通じて 令和5年度中に一般就労に移行する人数
②就労定着支援事業利用者数	2人	令和5年度の就労定着支援事業利用者数



## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### 国の 基本指針

- ①児童発達支援センターの設置  
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも**1か所以上**設置することを基本とする。
- ②保育所等訪問支援の充実  
令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保  
令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも**1か所以上**確保することを基本とする。
- ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置  
令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 〈度会町の方針〉

- 児童発達支援センターについては、伊勢志摩圏域で設置された「伊勢市おおぞら児童園」において、障がい児に対する重層的な支援を行っていく。
- 保育所等訪問支援については、保健師が定期的に巡回し、個々のケースに応じた助言・指導を行っており、今後も同様に対応していく。
- 本町においては重症心身障がい児に対応できる医療機関はないが、近隣の「済生会明和病院なでしこ」で事業を実施しており、必要な体制は確保できている。
- 医療的ケア児支援における協議の場やコーディネーターの配置については、三重県南部6市10町と「済生会明和病院なでしこ」で構成する「みえる輪ネット（三重県南部医療的ケア地域支援連携会議）」において実施している。

### ■成果目標

項目	数値	考え方
①児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末までの児童発達支援センター設置の目標値
②保育所等訪問支援の充実	実施	令和5年度末までの保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	実施	令和5年度末までの児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	実施	令和5年度末までの医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	○相談支援体制の充実・強化等 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
------------	---

### 〈度会町の方針〉

- 基幹相談支援センターについては、近隣市町での設置を含め、今後の相談支援の在り方について併せて検討していく。

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の 基本指針	○障がい福祉サービス等の質の向上 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。
活動指標	①都道府県実施研修への職員参加人数 ②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

### 〈度会町の方針〉

- 現在、県への研修には担当課より職員1人が参加しており、今後も同様に参加する。  
○審査結果については分析に努め、近隣市町との審査結果の共有については検討していく。

### ■活動指標

項目	数値	考え方
①都道府県実施研修への職員参加人数	1人	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	検討	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

## 第5章 障がい福祉サービスの充実

### 1 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

#### (1) 訪問系サービス

##### ■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を要する人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、生活に関する相談及び助言、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、行動する際の危険を回避するために必要な援護を行ったり、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
重度障がい者等 包括支援	重度の障がいのある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

■見込み量

(月平均)

サービス名		実績値	見込み量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	3	3	4	5
	時間/月	36	40	48	60
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
同行援護	人/月	1	2	2	2
	時間/月	9	20	20	20
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0

■確保策

居宅介護（ホームヘルプ）については、前回計画期間中に利用者数と利用時間がともに計画値を上回っているため、今後も増加を見込んでいます。ニーズに応じたサービス提供を行うための人材を確保するために、県等が開催するホームヘルパーの養成研修等についての情報を周知します。

重度訪問介護については、現在のところ利用はありませんが、必要に応じてサービスの提供を行えるよう体制を整備します。

同行援護については、前回計画期間中の利用時間が計画値を上回っているため、増加を見込んでいます。今後も視覚障がいのある人が外出に不自由しないようサービスの充実に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設等で、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人に対し、通っている障がい者支援施設やサービス事業所等において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人に対し、通っている障がい者支援施設やサービス事業所等において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望し、通常の事業所での雇用が見込まれる65歳未満の障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他必要な支援を行います。
就労継続支援A型	雇用契約に基づいて継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人に対し、生産活動及びその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されていたものの年齢や心身の状態等の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されなかった人等に対し、生産活動及びその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事、その他必要な支援を行います。

■見込み量

(月平均)

サービス名		実績値	見込み量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	27	28	30	32
	人日/月	489	533	572	610
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	1	1
	人日/月	9	15	15	15
就労移行支援	人/月	2	2	2	2
	人日/月	36	36	36	36
就労継続支援A型	人/月	4	5	5	5
	人日/月	93	104	104	104
就労継続支援B型	人/月	10	11	12	13
	人日/月	170	198	216	234
就労定着支援	人/月	1	1	1	2
療養介護	人/月	0	0	0	0
短期入所	人/月	4	4	4	4
	人日/月	15	29	29	29

■確保策

生活介護については、前回計画期間中に利用者数と利用時間が増加しており、今後も利用の増加を見込んでいます。希望する方にサービス提供できるよう近隣市町の事業所等へ働きかけ、受け入れ先の確保に努めます。

自立訓練（生活訓練）については令和元年度より1人の利用があり、利用人数の増加は見込んでいないものの、利用時間については増加を見込んでいるため、サービス量の確保に努めます。

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、就労継続支援A型と就労継続支援B型の利用時間の増加を見込んでいます。町内には就労の場がないため、商工会へ障がい者雇用制度について周知を行うとともに、産業振興課へ協力を求め、町内における雇用の創出に努めます。

就労定着支援については、計画の最終年度に利用者数の増加を見込んでおり、今後も就労に伴って起こる問題の解決に努めます。

短期入所については、緊急時のほかに、介護を行う家族が休息をとるという意味でも需要があり、今後も一定の利用を見込んでいます。町内には事業所がないため、近隣市町の事業所等へ働きかけ、受け入れ先の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### ■サービス内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談や入浴、排せつ及び食事等の介護、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、適時、適切な支援を行います。

#### ■見込み量

(月平均)

サービス名		実績値	見込み量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	3	4	5	5
	うち精神	1	1	2	2
施設入所支援	人/月	13	12	12	12
自立生活援助	人/月	0	0	0	0
	うち精神	0	0	0	0

#### ■確保策

共同生活援助（グループホーム）については、利用者数の増加がみられます。地域生活の移行をめざす上では重要な拠点ですが、費用面や立地場所等で課題もあるため、引き続き、ニーズの把握に努めるとともに、必要量の確保及び設置の在り方について検討を進めます。

施設入所支援については、地域生活への移行支援を行うことを前提に、実績値から1人を減らした12人の利用者数を見込んでいます。今後も引き続き、必要量に応じたサービスを提供します。

## (4) 相談支援

### ■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

### ■見込み量

(年間)

サービス名		実績値	見込み量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/年	47	48	49	50
地域移行支援	人/年	0	1	1	2
	うち精神	0	1	1	2
地域定着支援	人/年	0	1	1	2
	うち精神	0	1	1	2

### ■確保策

計画相談支援については前回計画期間中に利用者数が増加しており、今後も利用の増加を見込んでいるため、事業所と連携して必要なサービス量の確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、前回計画期間中に利用者はありませんでしたが、施設入所や精神科病院に入院している人の地域移行のニーズに対応できるよう見込み量を設定しています。



## 2 地域生活支援事業の見込み量と確保策

### 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

##### ■サービス内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

##### ■見込み量

サービス名	実績値	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有

##### ■確保策

国の補助事業としての啓発事業は行っていませんが、窓口でのパンフレット配布や、ポスターの掲示、「福祉ふれあいまつり」や講演会、講座を通して理解促進や啓発を行っています。

今後も、引き続き社会福祉協議会や障がい者団体、専門職と連携を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し啓発に取り組みます。また、学校における福祉教育を継続するとともに、県の研修会を活用し、交流活動や学習活動に必要な指導者の育成を行います。

## (2) 自発的活動支援事業

### ■サービス内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

### ■見込み量

サービス名		実績値	見込み量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有

### ■確保策

国の補助事業としては実施していませんが、社会福祉協議会や既存の団体と連携を図りながら、避難支援や相談支援に関わる体制の整備といった障がいのある人やその家族に対する自発的な取り組みを支援します。今後も、関係者間での情報共有を行い、自発的な活動への支援を行います。

### (3) 相談支援事業

#### ■サービス内容

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	相談や福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

#### ■見込み量

サービス名		実績値	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有	

#### ■確保策

障がい者相談支援事業については、計画相談や個別相談の実施を踏まえ、相談支援サービス実施事業所に対して支援を行います。また、基幹相談支援センター設置に向けた課題を整理しつつ、近隣市町での設置も視野に検討を進めます。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

### ■サービス内容

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

### ■見込み量

サービス名	実績値	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	件/年	0	1	1	1

### ■確保策

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度についての広報に努めるとともに、相談機関と連携して利用が必要な人に対し、支援を行います。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

### ■サービス内容

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

### ■見込み量

サービス名	実績値	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

### ■確保策

法人後見支援事業をはじめ、成年後見制度の支援体制については、中核機関の設置を含め、高齢者福祉部門と連携し検討を進めます。

## (6) 意思疎通支援事業

### ■サービス内容

サービス名	内容
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

### ■見込み量

サービス名	実績値	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	0	1	1	1

### ■確保策

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、「障害者差別解消法」や「障害者権利条約」等により合理的な配慮がなされる取り組みに対応できる体制づくりが求められています。

本町では、引き続き手話通訳者・要約筆記者派遣事業を三重県聴覚障害者協会へ事業委託し、ニーズに対応できる体制に努めます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

### ■サービス内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### ■見込み量

サービス名		実績値	見込み量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	件/年	240	250	255	260

### ■確保策

前回計画期間中に利用件数が計画値を上回っており、今後も増加を見込んでいます。  
必要な人がサービスを利用できるように日常生活用具等に関する情報の周知を継続します。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### ■サービス内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

### ■見込み量

サービス名	実績値	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	1

### ■確保策

県が実施する研修について窓口にてパンフレットを配布して周知を図り、手話奉仕員の養成を図ります。

## (9) 移動支援事業

### ■サービス内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

### ■見込み量

(月平均)

サービス名	実績値	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/月	2	10	10	10

### ■確保策

移動支援事業については、利用時間は減少傾向にありますが、一定のニーズがあり、障がいのある人の社会促進を含め、利用意向があった際に対応できるよう、体制の確保に努めます。

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

### ■サービス内容

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がいのある人の地域生活支援を促進します。

### ■見込み量

サービス名		実績値	見込み量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	か所	0	0	0	0
	人/年	1	2	2	2

### ■確保策

町内に地域活動支援センターはありませんが、町外事業所における利用者はおり、本計画中においても利用者を見込んでいます。今後も、近隣市町の地域活動支援センターを利用できる体制の確保に努めます。



**(11) 訪問入浴サービス事業****■サービス内容**

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することで、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

**■見込み量**

サービス名	実績値	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	回/月	0	8	8	8

※サービス利用者が1か月に利用する回数

**■確保策**

訪問入浴サービスについては前回計画期間中の利用はありませんでしたが、ニーズに応じてサービスを提供できるよう一定量の確保に努めます。

**(12) 日中一時支援事業****■サービス内容**

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

**■見込み量**

サービス名	実績値	見込み量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/年	13	15	16	17

※年間に利用する実人数

**■確保策**

日中一時支援事業については、前回計画期間中に利用者数が増加しており、今後も利用の増加を見込んでいるため、事業所と連携し必要なサービス量の確保に努めます。

### 3 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策

#### ■サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（または利用予定）の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等の職員に対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込み量

(実人数・月平均)

サービス名		実績値	見込み量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	7	9	10	11
	人日/月	40	45	50	55
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	22	22	23	26
	人日/月	207	220	230	260
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	2
	人日/月	0	0	2	4
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/年	29	31	33	37
医療ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコ ーディネーターの配置	人/月	0	0	0	0

■確保策

障がいのある児童に関する福祉ニーズは年々高まっており、放課後等デイサービスは前回計画期間中に利用者数と利用日数が増加しています。児童発達支援についても前回計画期間中に一定の利用があり、今後利用の増加を見込んでいるため、事業所への働きかけを行い、見込み量の確保に努めます。

## 第6章 計画推進のために

### 1 関係各課・関係機関・関係団体との連携

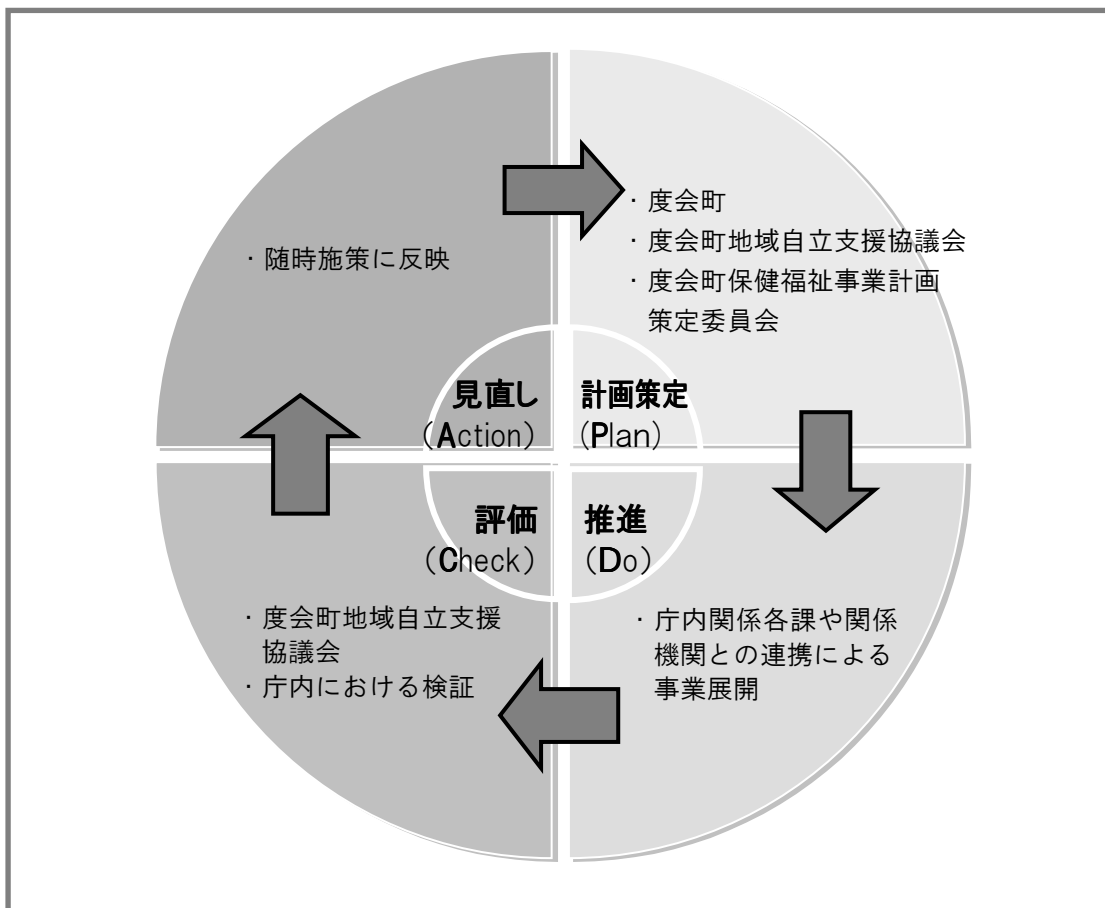
障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、さまざまな団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

また、障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていくための基盤づくりや障がいのある人の社会参加の促進、安全安心の支援体制等の充実を図ります。

### 2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供者等を構成員とする「度会町地域自立支援協議会」及び、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施します。



# 資料編

---

## 1 用語解説

### あ行

#### アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であることをあらわす用語。利用のしやすさ。

#### 一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

#### 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

#### インクルーシブ教育

障がいのある人となない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

#### NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、住民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない住民活動団体という意味で用いられる場合が多い。平成 10 年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

### か行

#### 協働

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業等の団体、そして行政等の公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をする事。

#### グループホーム

障がいのある人等が援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障がいのある人や精神障がいのある人が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設。

## 権利擁護

金銭の管理やサービスの利用等において、自己の権利を表明することが困難な障がいのある人や認知症の高齢者等の権利を守り、代弁すること。

## 高次脳機能障がい

脳が部分的に損傷を受け、脳機能に何らかの障がいが生じている状態。高次脳機能障がいは、一般的には脳の損傷によって引き起こされる認知障がいと定義される。記憶障がいや失語症、遂行機能障がいといった障がいが含まれ、発する症状は脳が損傷を受けた部分によって異なる。

## 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

## さ行

### 児童発達支援センター

障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

### 障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。

### 障害者自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

### 障害者総合支援法

「障害者自立支援法」の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの。

## 成年後見制度

認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。

## た行

### 地域生活支援拠点等

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

### 地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障がいのある人の福祉の増進を図り、住民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

### 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

### 地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

### 地域包括ケアシステム

障がいや加齢、疾病を起因として、生活に支援を要するようになったとしても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、さまざまなサービスを継続的・包括的に提供していくもの。

介護保険においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。

## 特別支援学校

旧「盲・ろう・養護学校」のことで、平成19年度の特別支援教育の本格実施に伴い、一般的に「特別支援学校」と称されている。障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

## な行

### 難病

発病の原因が不明で、治療方法が未確立であり、後遺症のおそれがある疾病。

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

### 農福連携

農業を福祉の分野に取り入れる試み。高齢化や担い手不足が進む農業分野において、障がいのある人の働く場を確保するとともに、障がいのある人の工賃向上につながるとして、農林水産省等が推奨している。

## は行

### バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間の在り方。

### ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障がい者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

### 避難行動要支援者台帳

高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の台帳をいう。「災害対策基本法」の一部改正（平成25年6月）により、自治体による作成を義務付けること等が規定された。



## 福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

## ま行

### 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

## や行

### ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

## ら行

### 療育

障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立生活を送るために必要な能力が得られるよう、治療・訓練に加えて、社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導を行うこと。

## 2 計画策定の経過

日時	内容
令和2年7月上旬（書面会議）	第1回度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・度会町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査結果
令和2年8月27日（木）	第2回度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・計画骨子（案）
令和2年12月17日（木）	第4回度会町保健福祉事業計画策定委員会 障がい者自立支援協議会 ・計画素案
令和3年2月4日（木）	第5回度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・パブリックコメントの確認 ・計画原案（最終案）

### 3 度会町保健福祉事業計画策定委員会委員名簿

(任期：令和2年6月19日～令和3年3月31日)

(敬称略 順不同)

委員の区分	役職名	氏名
学識経験者	町議会総務住民常任委員会委員長	◎西井 仁司
福祉関係者	度会町民生・児童委員協議会 会長	中村 嘉一
医療関係者	森本医院 院長	森本 幸己
保健関係者	保健師	山下 弓子
関係団体 地域福祉	度会町社会福祉協議会 会長	○縄手 一郎
関係団体 障がい	障害児入所施設 三重済美学院 子ども発達支援コーディネーター	大田 桃子
関係団体 介護	度会町居宅介護支援事業所 管理者	藤井 晶
住民代表 地域福祉		津村 恵子
住民代表 障がい		小岸 隆
住民代表 介護		西村 嘉子
行政関係者	総務課長	中西 章
行政関係者	みらい安心課長	山下 喜市

◎会長 ○副会長

度会町第6期障がい福祉計画  
・第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発行：度会町（編集：度会町 保健子ども課）  
〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1  
電話：0596-62-2413 FAX：0596-62-1138